

【評価に係る留意事項】

- ・ 4の③④⑤及び3-1の③を除く審査項目のうち一つでも評価を「1」と付した委員があるときは、審査・運営委員会で協議し、総合得点にかかわらず候補者として選定することができないと判断した場合は、失格とする。
- ・ 4の③④について、評価が「△3」、「△4」となった応募者については、指導若しくは処分又は個人情報の漏えい等の内容・改善予定を確認の上、審査・運営委員会で協議し、候補者として選定することができないと判断した場合は、失格とする。
- ・ 指定管理にかかる利用料金を現行の料金から変更する提案があった場合は、提案内容が近傍同種、同規模の施設の料金、サービス内容等と比較して均衡のとれたものであるか否かを踏まえて評価を行うこと。
- ・ 【共通】の項目はPark-PFIと指定管理の両面で、【Park-PFI】の項目はPark-PFIのみで、【指定管理】の項目は指定管理のみで評価する。

- 1 関係法令に係る監督行政機関からの行政指導等（行政指導、行政処分及び刑事罰）の状況（選定基準4③）
 - 0：過去3年以内に行政指導等を受けていない
 - △1：過去3年以内に行政指導（軽易なもの）を受けており、改善されている場合
 - △2：過去3年以内に行政指導（重要なもの）を受けており、改善されている場合
 - △3：過去1年以上前3年以内に行政処分又は刑事罰を受けている場合、又は過去3年以内に行政指導を受けており、改善されていない場合
 - △4：過去1年以内に行政処分又は刑事罰を受けているもの
- 2 個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の有無（選定基準4④）
 - 0：過去3年以内に個人情報の漏えい等がない、又は漏えい等はあるが応募者の瑕疵や契約違反によるものではない場合
 - △1：過去3年以内に個人情報の漏えい等があり、当該発生原因が応募者の瑕疵や契約違反による場合
 - △2：過去3年以内に個人情報の漏えい等が複数回あり、当該発生原因が応募者の瑕疵や契約違反による場合
 - △3：過去3年以内の個人情報の漏えい等があり、当該発生原因が応募者の瑕疵や契約違反によるもので、個人情報保護委員会に報告している場合
 - △4：過去3年以内の個人情報の漏えい等があり、当該発生原因が応募者の瑕疵や契約違反によるもので、個人情報保護委員会に報告し、行政指導等を受けている場合
- 3 法人等の社会的責任の状況（選定基準4⑤）
 - (1) 障がい者雇用の状況
 - 常用労働者数40人以上の法人等の場合（障がい者雇用の義務がある法人等）
 - 0：「障害者雇用状況報告書」の雇用不足数が0の場合
 - △1：「障害者雇用状況報告書」の雇用不足数が1以上の場合
 - 常用労働者数40人未満の法人等の場合（障がい者雇用の義務がない法人等）
 - 1：障がい者を雇用している場合
 - 0：障がい者を雇用していない場合
 - (2) 男女共同参画推進企業であるか又は指定管理期間開始までに認定予定であるか。（取得に向けて担当課へ相談等を行っている）。
 - 1：企業認定されている、又は指定管理期間開始までに認定予定である（取得に向けて担当課へ相談等を行っている）。
 - 0：企業認定されていない、又は取得予定はない（取得に向けて担当課へ相談等を行っていない）。
 - (3) ISO14001又はTEAS I種規格等の認証登録事業者であるか。
 - 2：ISO14001、TEAS I種認証登録事業者である又はKES協働機関による同種の認証を受けている事業者
 - 1：TEAS II種認証登録事業者、KES協働機関による同種の認証を受けている事業者であるか又は指定管理期間開始まで登録予定である。
 - 0：認証登録事業者ではない
 - (4) あいサポート企業であるか又は指定管理期間開始までに認定予定であるか。（取得に向けて担当課へ相談等を行っている）
 - 1：企業認定されている、又は指定管理期間開始までに認定予定である（取得に向けて担当課へ相談等を行っている）。
 - 0：企業認定されていない、又は取得予定はない（取得に向けて担当課へ相談等を行っていない）。
- 4 公募対象公園施設の設置管理許可の使用料の多寡（選定基準3-1③）

評価方法

使用料（令和8年度以降の使用料の単年度平均額）に応じて、応募者のうちの最高額を評価5とする。最高額を基準に、評価1～4の4段階に区分（最高額と、最高額の1/2の差を基に）

最高額1,000千円の場合

最高額と、最高額の1/2の差 (1,000 - 500) = 500千円

500千円 ÷ 4 = 125千円

5	4	3	2	1
1,000～876	875～751	750～626	625～501	500以下

使用料が互いに近接しているにも関わらず、大きな点数差となる場合は、審査委員会において、評価方法を見直すなど、柔軟に対応する。

5 県委託料額の多寡（選定基準3-2③）

評価1の「評価できない」は、県提示額を超える場合・・・失格

評価方法

応募額（令和8年度以降の応募額の単年度平均額）に応じて評価2～5の4段階に区分
（県提示額（令和8年度分）と最低応募額の差を基に）

県提示額1,000千円、最低応募額800千円の場合

県提示額と最低応募額の差（1,000 - 800） = 200千円

200千円 ÷ 4 = 50千円

5	4	3	2	1
800～849	850～899	900～949	950～1,000	県提示額超(1,001以上)

各応募金額が互いに近接しているにも関わらず、大きな点数差となる場合は、審査委員会において、評価方法を見直すなど、柔軟に対応する。

(別紙)

審査意見

A社に対する意見

B社に対する意見

C社に対する意見

D社に対する意見

E社に対する意見

例) 集客のための工夫が感じられる 収支計画の見通しが甘い 等